

一般社団法人 北海道配合飼料価格安定基金協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）と
いう。

(事 務 所)

第 2 条 基金協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 基金協会は、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、国、北海道及び関係団体等が行う畜産経営の安定対策諸事業等を実施すること等により、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展をはかり、もって道民への畜産物の安定供給と価格安定に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 基金協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料の価格差補てん制度に係る契約の締結、積立金の徴収、補てん金の交付等に関する事業
- (2) 畜産経営の環境整備、生産及び流通に関する施設の改善合理化のために必要な機械・施設の整備に関する事業
- (3) 肉用子牛生産者補給金制度の実施に関する事業
- (4) 肉用牛肥育経営の安定に関する事業
- (5) 養豚経営の安定に関する事業
- (6) 国、北海道及び関係団体等が行う畜産振興に関する事業
- (7) 前各号の事業に付帯する事業
- (8) その他前条の基金協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 基金協会に会員として正会員及び賛助会員を置く。

2 正会員は、基金協会の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 北海道において畜産業を営む畜産経営者が組織する飼料荷受組合
- (2) 配合飼料製造業者
- (3) 配合飼料の販売を行う者
- (4) 北海道において畜産業を営む畜産経営者
- (5) その他基金協会が適当と認めた者

3 賛助会員は、基金協会の事業に賛同し、基金協会の事業を賛助するため加入した個人又は法人とする。

4 第2項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 基金協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費の負担）

第7条 基金協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の会費の支払について相殺をもって基金協会に対抗することはできない。

3 既納の会費は、会員の退会においてもこれを返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規定に違反したとき
- (2) 基金協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 基金協会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し除名した旨を通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 正会員が第5条第2項1号から4号までの者でなくなったとき

- 2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、基金協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 3 基金協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費はこれを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

- 第 11 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第 12 条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 13 条 総会は定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第 15 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決 権)

- 第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決 議)

- 第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 基金協会に次の役員を置く

- (1) 理事 10人以上12人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金協会を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の定めるところにより基金協会の業務を執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程により報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 基金協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 基金協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係者を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 基金協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 基金協会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 基金協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 基金協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(乗余金の分配の制限)

第 37 条 基金協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 基金協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 39 条 基金協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 基金協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、基金協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日として、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は掛村博之、業務執行理事は林英雄とする。

附 則

この定款の変更は、令和 3 年第 46 回定時社員総会の決議があったものとみなされた日から施行する。